

お 知 ら せ

令和 8 年 1 月 2 1 日
宇部市総務部契約監理課

工事費内訳書の取扱いの変更について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 9 号）」の施行により、入札時に提出を求めている入札金額の内訳（工事費内訳書）に、材料費、労務費等の明示が義務付けられたことから、工事費内訳書の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 変更内容

（１）工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

今後は、工事費内訳書に以下の事項を全て表示（記載）する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職金共済契約に係る掛金

（２）発注者が行う工事費内訳書の確認・審査

- ・ 工事費内訳書に上記事項の記載漏れがあった場合、原則として無効入札とします。
ただし、当面の間、開札日の翌々日（休日等を除く。）の正午までに必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書を再提出した場合は、無効としないこととします。
- ・ 今後、工事費内訳書をもとに、適正な労務費の確保に向けた調査（労務費ダンピング調査）を行う予定としています。（時期未定）

2 適用日

令和 8 年 1 月 2 1 日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用する。

3 宇部市ウェブサイトの関連ページ

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/1006437.html
（ウェブ番号：1006437）

お 知 ら せ

令和 8 年 1 月 1 日
宇部市総務部契約監理課

保証証書・保証証券等の電子化対応について

建設工事等における保証証書等の電子化対応につきましては、下記 1 の保証事業会社によるもののみ電子化対応としていましたが、下記 2 のとおり損害保険会社が交付する保証証券等についても電子化対応可能としますのでお知らせします。

記

1 保証事業会社の場合（契約保証証書、前払金保証証書及び中間前払金保証証書）

発注者への認証キー等の通知について

（1）契約保証

契約書を提出する際に、[電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ]を電子メール又は書面でお知らせください。

提出先：契約監理課

（2）前払金保証及び中間前払金保証

前払金請求書を提出する際に、[電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ]を電子メール又は書面でお知らせください。

提出先：契約（予算）担当課

2 損害保険会社の場合（公共工事履行保証証券及び履行保証保険の証券等）

発注者への閲覧用 URL 等の通知について

（1）契約保証

契約書を提出する際に、[発注者提出用フォーマット]を電子メールでお知らせください。

提出先：契約監理課

3 宇部市ウェブサイトの関連ページ

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/1018580.html（ウェブ番号：1018580）

お 知 ら せ

令和 8 年 1 月 1 日
宇部市総務部契約監理課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

記

1 宇部市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領の改正

(改正内容) 別紙1～【土木工事】、【機械設備工事】

以下のとおり、土地改良事業等についての補正係数を追加する。

ア 補正係数（週休2日工事（現場閉所型））

[月単位]

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.05

[完全週休2日]

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.05
- ・現場管理費率 1.06

イ 補正係数（週休2日工事（交代制））

[月単位]

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

[完全週休2日]

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

2 施行日

令和8年1月1日

3 その他

○要領等につきましては、宇部市ウェブサイトに掲載の「入札・契約に係る要綱等」をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/1006600.html>

（ウェブ番号：1006600）

お 知 ら せ

令和 7 年 1 0 月 1 日
宇 部 市 総 務 部 契 約 監 理 課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

記

1 宇部市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領の策定

(主な概要)

○ 完全週休2日の導入

通期の週休2日（全体で4週8休）及び月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上）に加え、新たに全ての週で2日以上現場閉所を行う完全週休2日の導入を行う。

○発注方式

ア 設計金額1,000万円以上：月単位の週休2日を前提に積算

イ 設計金額1,000万円未満：通期（補正係数なし）の週休2日を前提に積算

○補正方法

週休2日の達成状況に応じて、それぞれの補正係数による補正を行い、変更契約を行う。

ア 設計金額1,000万円以上

完全週休2日を達成 補正分を増額する変更契約

月単位の週休2日を達成 変更なし

月単位の週休2日を未達成 補正分を減額する変更契約

イ 設計金額1,000万円未満

完全週休2日を達成 補正分を増額する変更契約

月単位の週休2日を達成 補正分を増額する変更契約

通期の週休2日を達成 変更なし

通期の週休2日を未達成 変更なし

2 施行日

令和7年10月1日(以降に起工する案件から適用)

3 その他

○要領等につきましては、宇部市ウェブサイトに掲載の「入札・契約に係る要綱等」をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/1006600.html>

(ウェブ番号：1006600)

お知らせ

令和7年12月1日
宇部市総務部契約監理課

元請と技術者の雇用関係を確認する書類について

令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が終了したことに伴い、有効期限後の健康保険被保険者証は雇用関係を証明する書類として使用できなくなるため、配置技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の確認書類については、下記書面の例を参考に提出をお願いします。

なお、原則、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行(交付)年月日」以外の項目はマスキングをした上で提出してください。

記

○元請との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書面の例

確認書類(証明書類)	摘 要
・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社には保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
・監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください。
・所属会社の雇用証明書(写し可)	記載項目例 ・当該技術者氏名 ・事業者名称及び住所 ・証明者 ・証明日 ・雇用形態 ・雇用開始日 ・代表者印の押印
・その他上記に準ずる資料	

お知らせ

令和 7 年 1 0 月 1 日

宇部市総務部契約監理課

工事書類のスリム化について

宇部市が発注する工事において、工事書類作成に係る受注者の負担軽減や、発注者の監督・検査の合理化を図るため、山口県の「工事書類スリム化の手引き」を準用し、提出書類のスリム化を行います。

1 スリム化を行う主な書類一覧

下請予定表	提出不要
最終施工計画書（当初～変更を整理した最終版）	提出不要
コリンズ 登録内容確認書	提出不要
工事登録証明書(COBRIS)	提出不要
再生資源利用(促進)実施書	提示
再資源化等報告書	提出不要
廃棄物 処理委託契約書(写)・許可書(写)・経路図	提出不要
工事履行報告書 ※中間前払金請求工事以外	発注時に指定した 工事のみ提出
工事履行報告書の添付資料 (進捗状況写真、進捗根拠資料)	提出不要
廃棄物等 運搬・搬入時の状況写真	提出不要
指定主要資材購入実績の根拠資料	提示
総合評価 評価事項履行の根拠資料	提示
休日・夜間作業届	提出不要
建設業退職金共済掛金充当実績総括表	提示

2 適用日

令和7年10月1日

3 その他

○山口県 [工事書類スリム化の手引き\(第2.1版\)](#)

お知らせ

令和 7 年 8 月 1 日

宇部市総務部契約監理課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

記

1 宇部市営繕系工事における「週休 2 日工事」の実施要領の策定

(主な概要)

○ 完全週休 2 日の導入

通期の週休 2 日 (全体で 4 週 8 休) 及び月単位の週休 2 日 (全ての月で 4 週 8 休以上) に加え、新たに全ての週で 2 日以上現場閉所を行う完全週休 2 日の導入を行う。

○発注方式

「完全週休 2 日 (土日) I 型」 (月単位の週休 2 日を前提に積算) または

「完全週休 2 日 (土日) II 型」 (通期の週休 2 日を前提に積算)

のいずれかによる方式で発注する。(本市は原則、II 型を採用)

○補正方法

週休 2 日の達成状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正し変更契約を行う。

①完全週休 2 日 (土日) 適用工事

労務費 1. 0 2

現場管理費 1. 0 1

②月単位の週休 2 日適用工事

労務費 1. 0 2

2 宇部市建設工事に関する公契約指針に基づく週休 2 日モデル工事試行要領の一部改正

別紙及び別表中の営繕系工事の補正係数表を削除

3 施行日 令和 7 年 8 月 1 日 (以降に起工する案件から適用)

4 その他

○土木系工事については 10 月に実施要領を策定する予定です。

○要領等につきましては、宇部市ウェブサイトに掲載の「入札・契約に係る要綱等」をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/1006600.html>

(ウェブ番号 : 1006600)

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口県宇部市

宇部市では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底や時間外労働の上限規制への対応の観点から、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして、令和7年3月から適用することとしました。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等により、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念とされているところです。

宇部市としましては、新労務単価の上昇が、確実に技能労働者の賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えている中で、公契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした「宇部市建設工事に関する公契約指針」を策定しています。本指針では、新労務単価の適用による増額等の変更契約後の対応についても明記しているところです。

については、引き続き、下記事項について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結
- 3 下請企業に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請、社会保険等への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導

お 知 ら せ

令和 7 年 3 月 18 日
宇部市総務部契約監理課

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、下記のとおり特例措置を適用することとしますのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

次の対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第59条、業務委託契約書（道路維持管理業務委託等）第49条、業務委託契約書（設計業務等）第56条、業務委託契約書（発注者支援）第50条の定めに基づき、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により、請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事及び業務委託

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）及び工事に係る業務委託のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 受注者からの請求

- (1) 協議の請求の意向がある場合は、別添様式を添付した工事又は業務打合せ簿により、監督職員に協議を行ってください。
- (2) 協議については、契約締結後、原則 15 日以内に行ってください。
なお、契約済みの工事については、監督職員による説明から、原則 15 日以内（説明日を含む。）に行ってください。

4 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

変更後の請負金額（委託料） （税抜） 【千円単位】	=	$\frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価により算出した設計額}$
変更後の請負金額（委託料）（税込） = 変更後の請負金額（委託料）（税抜）×（1 + 消費税率）		

5 その他

別添「技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い」に留意してください。

お 知 ら せ

令和 7 年 3 月 18 日
宇部市総務部契約監理課

インフレスライド条項の適用について

このことについて、下記のとおり適用することとしますのでお知らせします。

記

1 インフレスライドの内容

次の対象工事の受注者は、工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の定めに基づき、残工事費の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金の額の変更を請求することができます。

2 適用対象工事

令和7年2月28日以前に契約を締結した工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）のうち、残工期が基準日から2箇月以上あるもの。

3 請求日及び基準日等

- (1) 請求日：発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（スライド協議）を請求した日とします。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とします。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とします。

4 受注者からの請求

協議の請求の意向がある場合は、協議を行ってください。

5 請負代金の額の変更

賃金等の変動による請負代金額の変更額（スライド額）については、次の方式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

S：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

6 その他

別添「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」に留意してください。

お 知 ら せ

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

宇部市総務部契約監理課

宇部市工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

記

賃金の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について、以下のとおりとしましたので、お知らせします。

1 改定概要

適用対象工事の見直し

《これまでの運用》

賃金水準（労務単価）の変更がなされた工事

《新たな運用》

労務又は資材単価の変更がなされた工事

労務又は資材単価の変更による残工事費の変更額が、残工事費の 1%を超える場合に、請求が可能となりました。

なお、スライド額の算出方法に変更はありません。

※単品スライドは、令和 4 年 8 月 1 日の運用改定により、実際の購入金額を用いて（適当と認められる場合）スライド額の算定が可能となりましたが、インフレスライドは、従来通り、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における単価を用いて、スライド額を算定することとなっています。

2 適用基準日

令和 4 年 12 月 16 日以降適用するものとし、既契約工事、入札公告（指名通知）中の工事についても適用する。

3 その他

詳細は山口県技術監理課ウェブサイトに掲載している運用及び運用マニュアルを準用しますので、ご参照ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>)

お 知 ら せ

令和 7 年 2 月 1 日
宇部市総務部契約監理課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

宇部市現場代理人取扱要領の改正について

建設業法等の改正に伴い、現行の要領を以下のとおり改正します。

(1) 主な改正内容

○現場代理人の兼務要件である請負金額について、以下のとおり改める。

- ・建築一式工事以外 4,000万円未満 → 4,500万円未満
- ・建築一式工事 8,000万円未満 → 9,000万円未満

○現場代理人が監理技術者を兼務できる場合の要件を追加する。

(2) 施行

令和7年2月1日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。

(3) その他

要領等につきましては、宇部市ウェブサイトに掲載の「入札・契約に係る要綱等」
をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/1006600.html>

(ウェブ番号:1006600)

お 知 ら せ

令和 7 年 2 月 1 日
宇部市総務部契約監理課

現場代理人の兼務に関する取扱いについて

このことについて、現場代理人の兼務に関する具体的な取扱いについて下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 取扱い

別紙「現場代理人の兼務に関する取扱いについて」のとおり

2 施行

令和 7 年 2 月 1 日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。

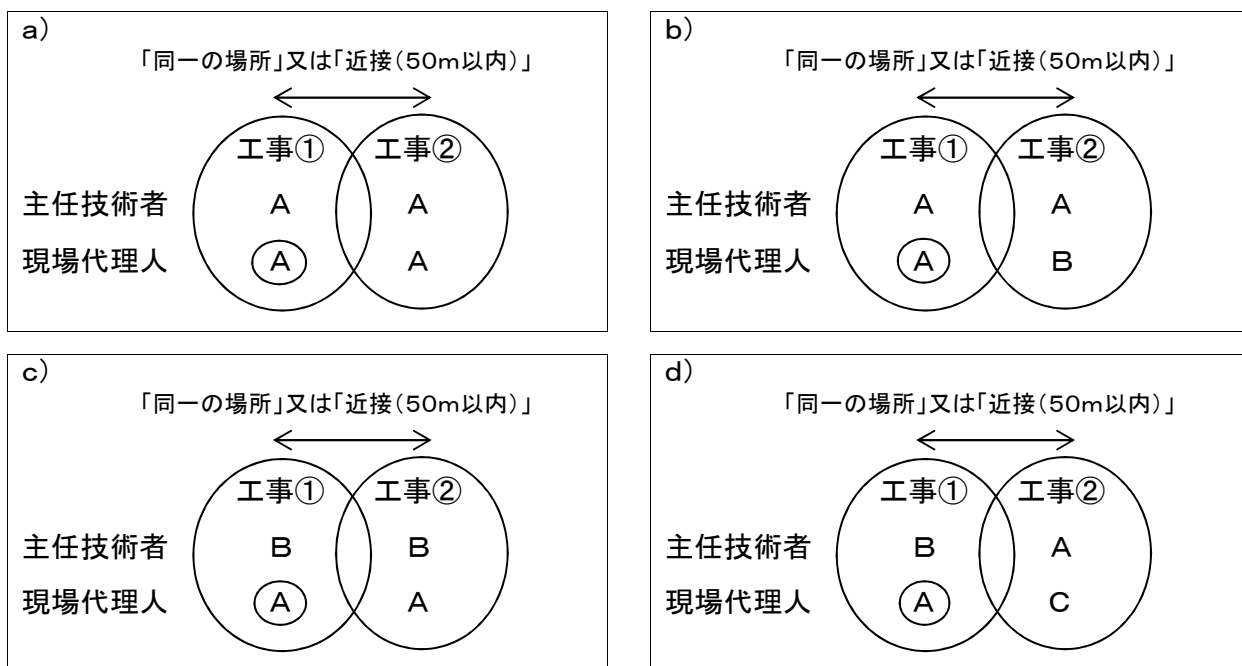
現場代理人の兼務に関する取扱いについて

宇部市が発注する工事の現場代理人については、次の(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合、他の工事契約の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼務できるものとしています。

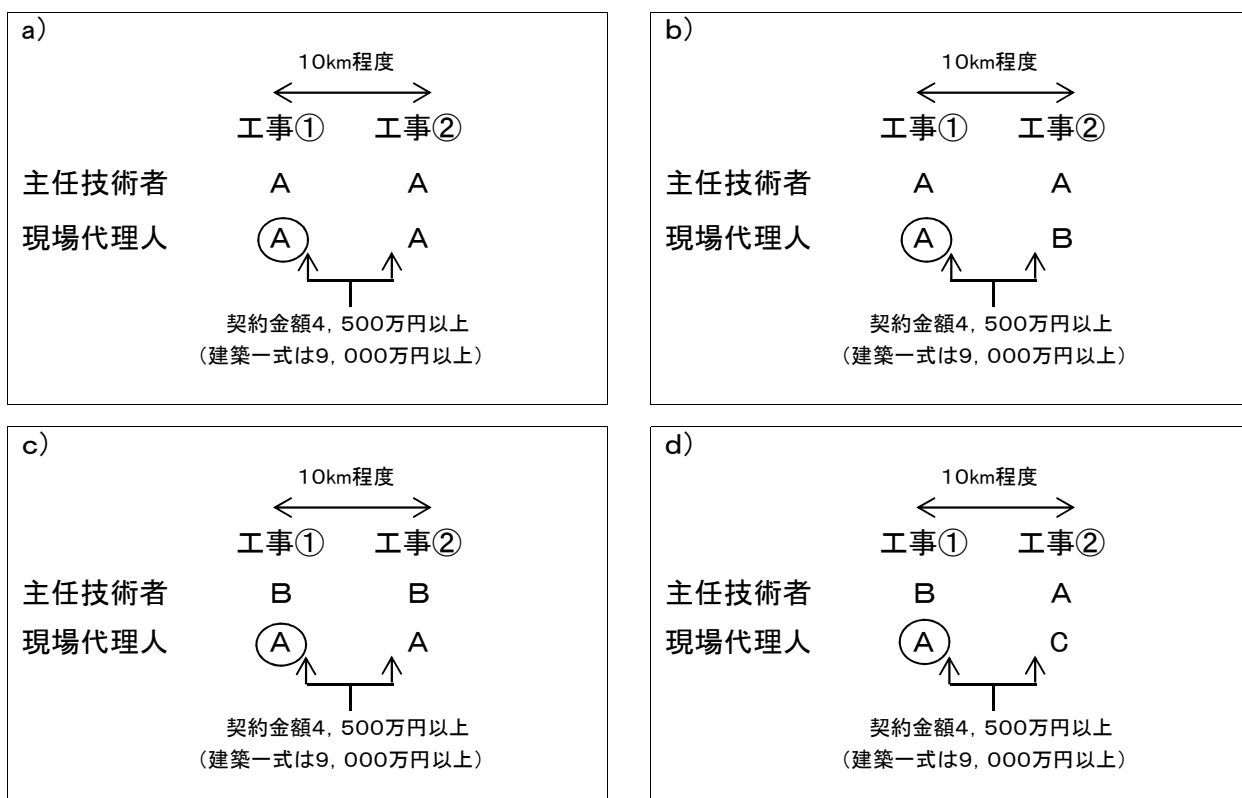
以下、兼務できる要件を図によりお示しますのでご参照ください。

(1) 個別要件 ※現場代理人 (A) の兼務できる要件を示しています。

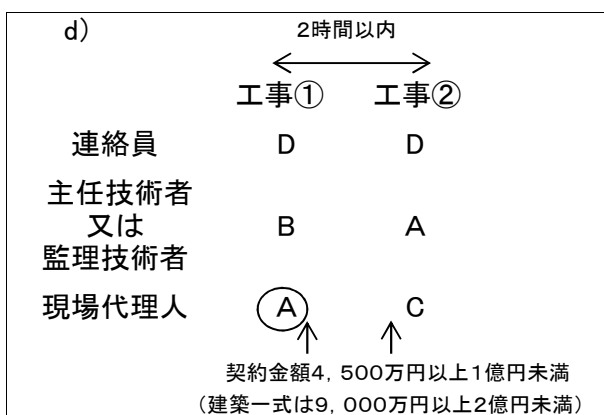
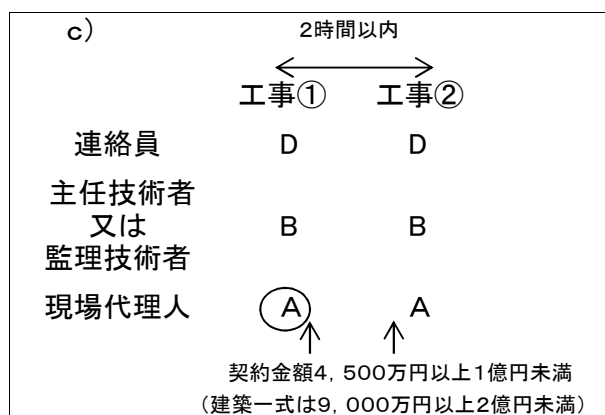
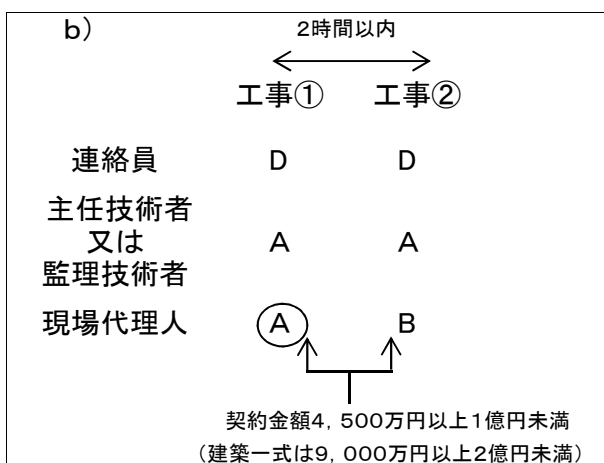
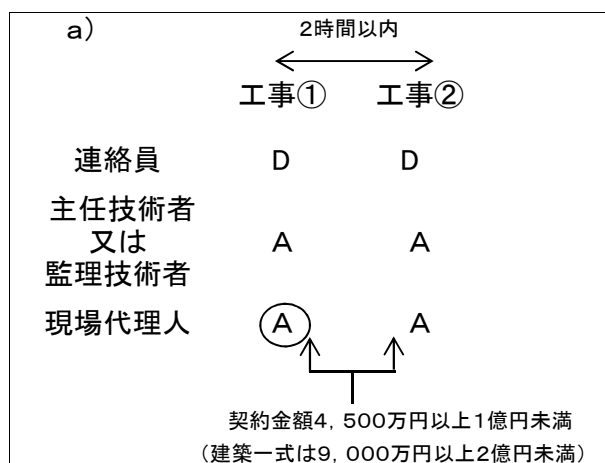
ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合



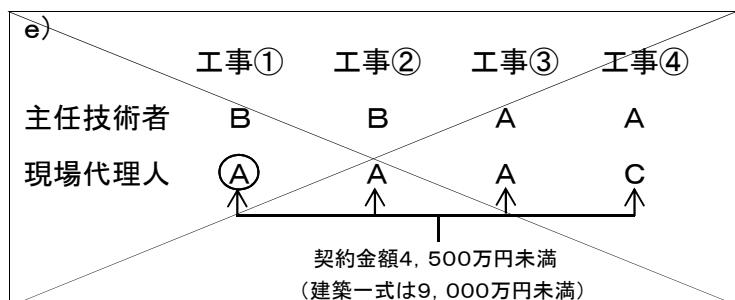
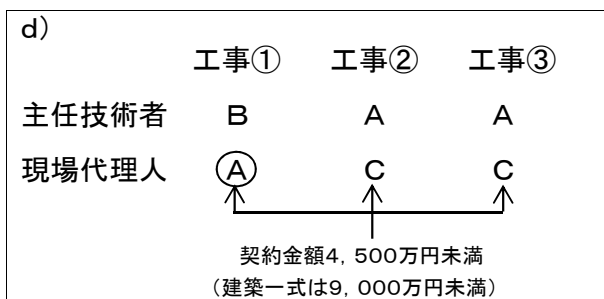
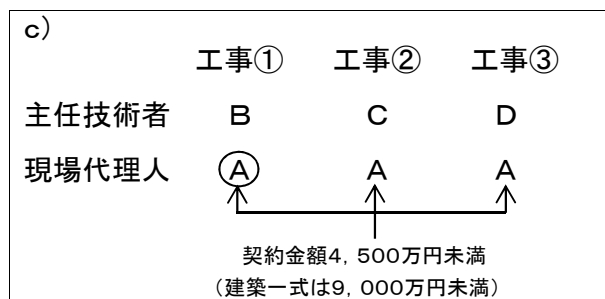
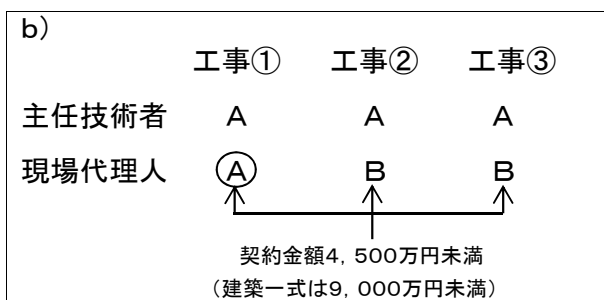
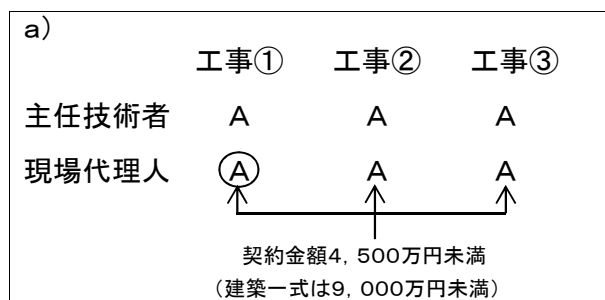
イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合



ウ 監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建技第147号。以下「運用マニュアル」という。)における「三 監理技術者等の専任(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合



エ 以下の要件をいずれも満たす場合
(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。
(イ) それぞれの契約金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満であること。



兼務する工事の件数が
4件以上となる場合は
認められない(※)。

※災害復旧工事は特例あり

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

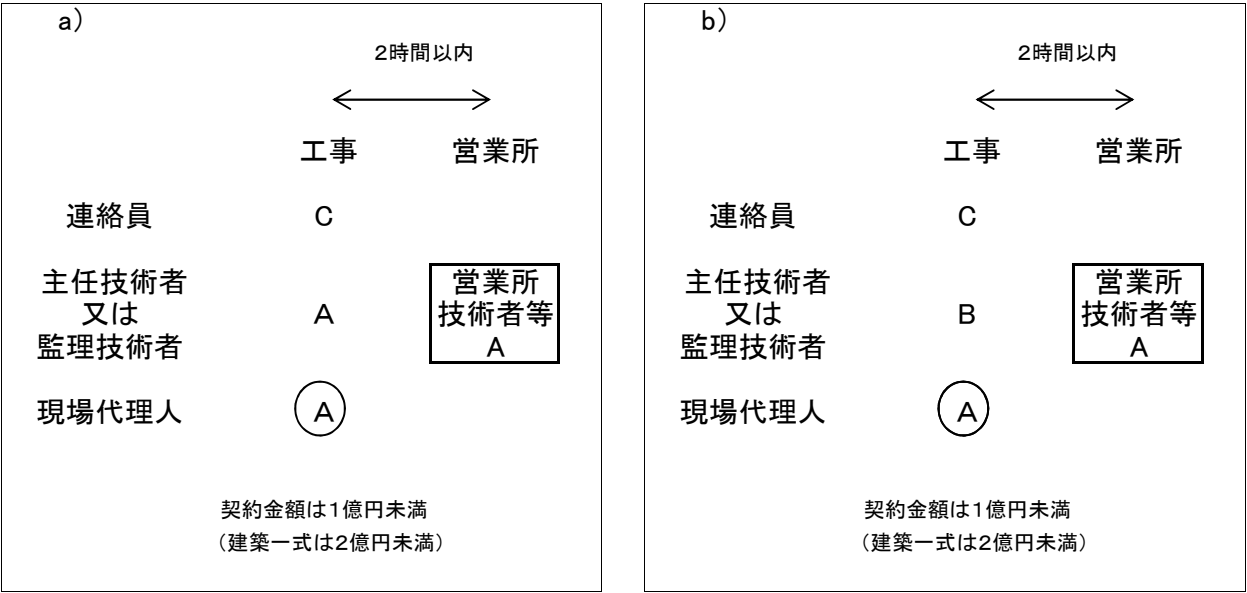
イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。(携帯電話や連絡責任者の配置等)

ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

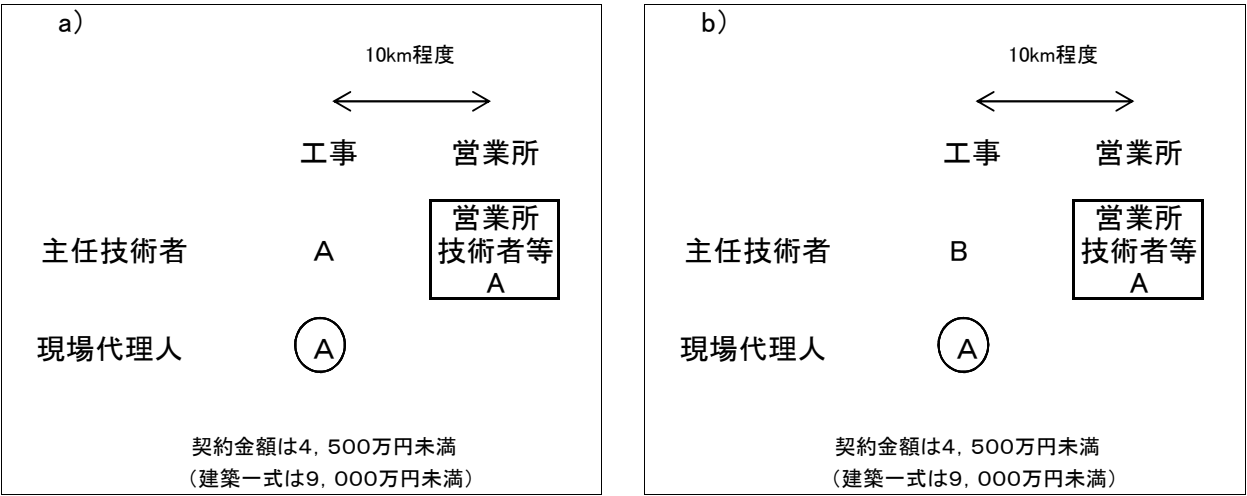
このほか、以下の要件を満たす場合には営業所技術者等が現場代理人の職務を兼ねることができるものとしています。

運用マニュアルにおける「ニーニ 監理技術者等の設置(5)営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」と同等の要件を満たす場合

ア 運用マニュアル ニーニ(5)②1)又は3)の場合



イ 運用マニュアル ニーニ(5)②2)の場合(営業所と工事現場の間隔が10km程度の場合)



お 知 ら せ

令和 7 年 1 月 2 0 日
宇部市総務部契約監理課

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知についてのお知らせ

令和 6 年 6 月に改正された建設業法の施行に伴い、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を、当該事象の状況の把握のため、必要な情報と併せて、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）から、発注者あてに、通知いただくことになりますので、お知らせします。

1 対象工事

全ての建設工事

2 発生するおそれのある事象

- ・ 主要な資機材の供給の不足もしくは遅延又は資機材の価格の高騰（建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号）

（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰※

- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰（建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号）

（例）〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足※

※一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれます。

3 通知の時期

落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間

4 通知の方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が、別添の様式による通知書を、発注者に提出する。

5 その他

上記通知書を提出した場合、又は提出しない場合であっても、請負契約の変更について、発注者に対して受注者から協議を申し出ることができますが、この協議については、契約書や設計・契約変更ガイドライン等に基づき対応することになります。

※通知書の様式は、宇部市ウェブサイトに掲載の「入札・契約に関する各種様式一覧」の様式（工事関係）をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/youshikiichiran/1006602.html>

お 知 ら せ

令和 6 年 4 月 1 5 日
宇部市総務部契約監理課

電子契約について

記

宇部市では、宇部市 DX 推進計画アクションプランに基づき、DX 推進の基盤となる契約事務のデジタル化を推進し、市と契約相手方双方の業務の効率化と利便性の向上を図るため、令和 6 年 3 月より電子契約を導入しました。

1 電子契約とは

- (1) 電子契約とは、書面や押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙＋押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・担保をするのではなく、電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での電子署名（本人確認証明）を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。



- (2) メール認証により、本人性を担保

電子契約サービスから配信されるメールを受信することにより本人確認を行います。一般的にメールの送受信ができれば利用可能であるため、特別な利用負担も不要となり、スピーディな契約締結が可能となります。

なお、電子契約サービスからのメールは、「noreply@gmosign.com」から届きますので受信可能にしておいてください。

2 電子契約のメリット

- (1) 電子署名を用いることで改ざんリスクがなくなり、コンプライアンスが強化されます。

- (2) 電子化・データ化による管理漏れや紛失リスクの防止が図られます。
- (3) 契約に係る印紙税（電子契約の場合、印紙税は発生しません）をはじめ、郵送に要するコストや業務の削減、契約締結までの時間短縮が図られます。

3 電子契約の対象

- (1) 本市における契約は、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとします。

工事請負契約書、業務委託契約書、物品売買契約書など（複数当事者の合意に基づく協定、確約等、契約に類するものを含む）

なお、下記の契約は電子契約の対象外となります。

- ・法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

- (2) 通知方法

電子入札システムを用いた入札においては、案件が電子契約の対象である場合、入札公告のほか、適合通知又は指名通知に記載します。

- (3) 令和6年度の予定

入札案件（建設工事）を対象として実施します。

なお、その状況等を確認し、順次対象範囲の拡大を検討する予定です。

4 電子契約の利用について

- (1) 電子契約対象案件について、案件ごとに電子契約の希望の有無の申し出をお願いします。

- 手順**
- ①市が電子契約対象案件とした旨を通知
 - ②事業者は「電子契約利用申出書」を提出

- (2) 電子契約の流れ、電子契約サービスの操作方法、「電子契約利用申出書」の様式などは宇部市ウェブサイト（ウェブ番号：1021753）に掲載していますのでご確認ください。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/1021753.html

- (3) 電子契約サービスの操作に関するお問い合わせ先

電子印鑑 GMO サイン 運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444（ヘルプデスク）（平日 10 時～18 時）
- ・メールアドレス support@cs.gmosign.com

お 知 ら せ

令和 5 年 3 月 1 0 日

宇部市総務部契約監理課

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

本市では、公平で健全な競争環境整備や現場の技能労働者の処遇改善から、社会保険加入対策に取り組んでいるところですが、更なる推進のためには、社会保険加入の原資となる法定福利費を、下請け企業を含め隅々まで行き渡らせることが重要です。

このため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（入契法適正化指針）の趣旨に則り、本市においても請負代金内訳書へ法定福利費を内訳明示する取組を実施することとし、受注者においては、令和5年4月1日以降に契約する建設工事について、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出をお願いすることとしましたので、お知らせします。

1 対象工事

宇部市が発注する全ての建設工事

2 明示する法定福利費

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料の事業主負担分
- ・ 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険
（介護保険料、子育て拠出金含）

3 法定福利費の算出方法

(1) 基本的な算出方法

- ・ 法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率
労務費を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出

(2) 労務費の算出が困難な場合

- ・ 法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合
- ・ 法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

過去の工事実績から、平均的な法定福利費の割合や数量当たりの法定福利費を算出し、それを工事費又は数量に乗じて算出

(3) 下請業者から提出された見積書等を活用する場合

- ・ 法定福利費 = （下請Aの法定福利費） + （下請Bの法定福利費） + …
下請業者から提出された見積書等に内訳明示された法定福利費の額を合算して算出

(4) その他

個々の社会保険の法定福利費を算出できない場合は、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。

工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳明示せず、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えありません。

(5) 算出にあたって（参考HP）

国土交通省ホームページに法定福利費の算出方法等が示されていますので、参考にしてください。

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>＜外部リンク＞

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>＜外部リンク＞

4 請負代金内訳書の提出

- ・ 契約締結後、5日以内に契約書に併せて工程表等とともに提出
- ・ 様式は任意（参考様式を次頁に掲載）

5 施行期日

令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から適用

6 請負代金内訳書の確認

提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と、市が積算した法定福利費の概算額を比較し、明示された法定福利費の割合が著しく低い場合には、以下の観点で確認を行う場合があります。

- (1) 計算や記載の誤りではないか
- (2) 国土交通省作成のマニュアル（HP掲載の算出方法）に準拠する等、適切な方法により算出されたものであるか
- (3) 下請業者分の法定福利費が含まれているか

お知らせ

令和 5 年 3 月 1 0 日
宇部市総務部契約監理課

入札・契約制度の見直しについて

1 宇部市低入札価格調査実施要領及び宇部市最低制限価格制度実施要領の改正について

建設工事の適正な賃金水準の確保等の観点から、以下のとおり現制度を改正します。

【改正内容】

調査基準価格及び最低制限価格の算定式において、現場従業員の労務費や法定福利費が含まれる現場管理費の参入率を引き上げる。（下表**下線部**を改正）

	現行		改正後	
	計算式：各々の合計値		計算式：各々の合計値	
建設 工事	直接工事費	× 1 0 0 %	直接工事費	× 1 0 0 %
	共通仮設費	× 9 0 %	共通仮設費	× 9 0 %
	<u>現場管理費</u>	<u>× 8 0 %</u>	<u>現場管理費</u>	<u>× 9 0 %</u>
	一般管理費等	× 7 0 %	一般管理費等	× 7 0 %

【施行日】

令和 5 年 4 月 1 日（以降に入札公告又は指名通知を行う案件について適用）

2 総合評価競争入札の見直しについて

総合評価競争入札（請負設計金額が 1 億円以上の土木一式工事が対象）の評価項目のうち、「市政策課題に寄与する取組」の評価の対象となる項目を見直します。

追加：1 項目

地域活動応援事業者

削除：1 項目

海外経済交流事業者支援事業

【関連要領】

宇部市総合評価競争入札方式事務処理試行要領

【施行日】

令和 5 年 4 月 1 日

お 知 ら せ

令和 4 年 3 月 2 日
宇部市総務財務部契約課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

1 条件付一般競争入札制度の改正について（その1）

下水部門が上下水道局から市長部局へ移管することに伴い、受注機会の確保及び受注の平準化の観点から、以下のとおり現制度を改正します。

【現 行】

土木一式工事に係る条件付一般競争入札について、A等級又はB等級の工事を落札した場合、当該工事が完了するまでその年度内は次の入札に参加できない。

【改正後】

土木一式工事に係る条件付一般競争入札について、A等級又はB等級の工事を落札した場合、当該工事が完了するまでその年度内は次の入札に参加できない（下水道工事を除く。）。また、下水道工事については、A等級で3件又はB等級で2件落札した場合、当該工事のいずれかが完了するまでその年度内は次の入札に参加できない。

2 条件付一般競争入札制度の改正について（その2）

条件付一般競争入札の対象工事の拡大に伴い、競争性及び公平性の観点から、以下のとおり入札参加資格要件の見直しを行います（従来の措置の見直し）。

【改正内容】

設計金額が概ね2,000万円未満で、同種・類似工事の施工実績を求めた場合、同実績がない場合においても、宇部市が過去5年間に発注した同種・類似工事の入札参加実績を有していれば、必要に応じて入札参加を可能とする（入札公告において明示）。

3 改正要領

宇部市条件付一般競争入札事務処理要領

4 施行日

令和4年4月1日（以降に入札公告を行う案件から適用）

5 その他

改正後の事務処理要領につきましては、後日、市ウェブサイトに掲載します。

お 知 ら せ

令和 2 年 2 月 1 0 日
宇部市総務財務部契約課

社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、本市においても取組を進めているところです。

今後、更に社会保険等未加入対策を推進するため、元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲を拡大することとしましたので、お知らせします。

○下請業者への対策

令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行う全ての工事について、一次下請業者は原則社会保険等加入業者に限定します。

■社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書により確認します。

■受注者への措置（現行どおり）

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合、受注者に対して以下の措置を行うこととなります。

- 制裁金の課金：下請契約額の 10%を課金
- 指名停止措置：2 週間から 4 か月の指名停止
- 工事成績評定点：10 点から 20 点の減点

※下請業者の加入状況は、保険料の領収済通知書等により確認してください。

- ・「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険です。
- ・「一次下請業者」は建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。
- ・「特別な事情」とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難になることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。

【例】特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有するものと下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合。 等
なお、この場合においても、1 か月以内に社会保険等へ加入を義務付けるものとし、当該期間内に加入しなかった場合は、上記措置を行うこととなります。

■建設業許可権者への通報等

下請業者が社会保険等未加入業者の場合、建設業許可権者に通報します。また、元請業者に対し、当該未加入業者への加入指導要請を行うよう要請します。

社会保険等未加入業者の取扱い

① 加入義務のない業者

従業員が5人未満の個人事業所や一人親方等で社会保険等の加入義務のない業者は対象外です。

② 建設国保組合に加入している業者

健康保険に加入しているものとします。

※加入義務のない社会保険の加入を下請業者に強要しないように注意してください。

宇部市建設工事に関する公契約指針

1 目的

この指針は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）に関する契約（以下「公契約」という。）について、これまでの入札契約制度の改正等を踏まえ、市が取り組むべき内容と公契約の相手方に求める内容の基本的なあり方を明確にすることにより、入札及び契約の適正化を推進し、及び良質な工事の施工を確保するとともに、公契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 基本方針

市の第五次総合計画においては、「ひとが輝き 交流ひろがる わたしたちの宇部」を将来都市像に掲げ、活力に満ちた強い産業のまちづくりを進めています。

また、公契約は、現在及び将来における市民生活及び経済活動の基盤となる社会資本の整備に資するものであるとともに、地域経済の健全な発展に寄与するものであることが求められています。このため、次に掲げる事項を公契約の基本方針とします。

- (1) 入札及び契約の適正化の推進
- (2) 適正な労働環境の整備
- (3) 地域経済の健全な発展

3 市が取り組むべき内容

上記2の基本方針に基づき、公契約の適正化を図るため次の取組を推進します。

(1) 入札及び契約の適正化の推進

○透明性の確保

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び「宇部市建設工事等の発注の見通し及び入札・契約に係る情報の公表に関する事務取扱要綱」等に基づき、次の事項について、適切かつ迅速に市ウェブサイト等で公表します。

また、入札・契約制度や市関係要領等についても市ウェブサイト等で公表します。

- ①発注見通しに関する事項
- ②入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
 - ・入札参加者の資格・名簿及び総合点数
 - ・指名基準
 - ・指名業者名及び指名理由

- ・入札者名及び入札金額（随意契約を除く。）
- ・落札者名及び落札金額（随意契約を除く。）
- ・最低価格入札者を落札者とせず他の者を落札者とした場合の理由
- ・契約の内容
- ・随意契約の相手方の選定理由
- ・予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格

③指名停止に関する事項

○公正な競争の促進

次のとおり、適正な競争入札参加資格審査を行うとともに、工事の請負設計金額、種別、規模、内容等に応じて、一般競争入札、指名競争入札、随意契約から適切な契約方式を選択し、適正な入札契約を履行します。

①競争入札参加資格審査

「建設工事等入札参加資格審査申請要領」及び「宇部市建設工事等請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）」に基づき、定期又は追加時に競争入札参加資格を審査します。

また、選定要綱第 8 条第 2 項の等級別格付基準に基づき、市内に本社、本店を有する業者（以下「市内業者」という。）の建設工事種別のうち、土木一式工事及び建築一式工事においては、A 等級から D 等級までの等級区分に格付します。

②一般競争入札における入札参加資格の設定

「宇部市条件付一般競争入札事務処理要領」に基づき、原則として請負設計金額が 500 万円（建築一式工事は 700 万円）以上の工事は、その種別、規模、内容等を踏まえ、施工実績等の技術要件、地域要件、手持工事数など、一定の条件を定めた上で競争性の確保に留意しつつ、公正かつ適切に入札参加資格を設定します。

③総合評価競争入札における評価基準の設定及び審査

「宇部市建設工事総合評価競争入札試行要領」等に基づき、原則として請負設計金額が 1 億円以上の土木一式工事は、その規模、内容等を踏まえ、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の地域精通度や地域貢献度、手持工事数など、競争性の確保に留意しつつ、公正かつ適切に評価基準を設定します。

また、入札参加申請者から提出された技術提案の審査に当たっては、公正かつ適切に実施します。

④指名競争入札における業者選定

選定要綱等に基づき、工事の種別、規模、内容等を踏まえ、公正かつ適切に指名業者を選定します。

⑤適切な随意契約の執行

随意契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適さない等、一定の場合に限って認められていることから、工事の請負設計金額、種別、規模、内容等を踏まえ、競争入札に付することの可否の判断を厳格に行うとともに、適切な契約の執行に努めます。

また、工事の内容等が高度又は専門的な技術が要求されるもので、提出された技術提案に基づいた仕様により優れた成果が期待できるものについては、プロポーザル方式による随意契約を検討します。

⑥入札条件等の明示

入札条件及び指示事項並びに特記仕様書等は、設計図書において適切に明示します。

⑦適正な入札の執行

「入札の心得」に基づき、適正に入札を執行します。

入札の透明性及び公平性を確保するため、入札執行後、一旦落札決定を保留し、「建設工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領」に基づき、入札参加者から設計書に係る積算内容の確認及び疑義の申立てを受け付けます。

⑧計画的な発注や施工時期等の平準化

年度当初からの予算執行の徹底、完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫等を行うとともに、工事の特性、自然条件等を踏まえ、適切な工期を設定の上、計画的な発注及び施工時期等の平準化を図ります。

○談合その他不正行為の排除

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、「宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」に基づき、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施するとともに、談合があった場合における契約約款に基づく損害額の賠償請求や建設業許可行政庁等へ通知を行い、不正行為の再発防止を図ります。

また、談合情報が寄せられた場合、「談合情報対応マニュアル」に基づき、必要に応じて工事費内訳書の確認や入札参加者から事情聴取を行い、その結果を公正取引委員会に送付します。

○ダンピング受注の防止等

①ダンピング受注の防止

「宇部市最低制限価格制度実施要領」又は「宇部市低入札価格調査実施要領」等に基づき、ダンピング受注（その請負代金の額によっては工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）を防止します。

また、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法は、適宜見直します。

なお、適正な競争を誘導するため、予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は事後公表とします。

また、入札前に予定価格に関する情報を得ようとするなど、公正な入札の執行を損なう働きかけを抑止するため、「宇部市建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要領」を遵守します。

②適切な予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、工事の品質を確保するとともに、工事の担い手が中長期的に育成及び確保されるため、適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成

された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行います。

積算に当たっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用します。

また、積算に用いる歩掛や単価は、現場条件等により標準歩掛が使用できないときその他資材等の急激な高騰等により実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合等は、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認し適切に予定価格を設定します。

③入札不調・不落時の見積りの活用等

入札に付しても入札者又は落札者がなかったときその他標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合、次の方法を適切に活用して予定価格を適切に判断するとともに、可能な限り迅速に契約締結できるよう努めます。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合、その見直しを行う方法

上記方法の活用等により改めて競争入札を実施することを基本としますが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討します。

○適正な施工の確保

①施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

設計図書に明示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しないときその他設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは適切に設計図書の変更を行い、当該変更に伴い必要となる請負代金及び工期の適切な変更を行います。

また、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行います。

②施工状況の確認・検査等

品質を確保し適正な施工が確保されるよう現場の施工体制等を確認し、監督及び検査を適切に実施します。

また、受注者から工事の完成通知があった場合、完成検査を実施し、「宇部市請負工事成績評定要領」に基づき、評価結果を受注者に通知します。

(2) 適正な労働環境の整備

○労働環境の改善

適切な賃金の支払、労働条件の改善、安全衛生の確保、退職金制度の確立、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）の加入など、労働関係法令その他関係諸法令等や「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」等を遵守又は適切に対応するよう周知徹底するとともに、週休2日モデル工事の試行等による休日確保の取組など、労働環境の改善を推進します。

○元請下請関係の適正化

下請契約、下請代金の支払など、建設業法その他関係諸法令、建設業法遵守ガイドライン（国土交通省策定）、契約約款等を遵守するよう周知徹底し、元請下請関係の適正化を推進します。

○社会保険等未加入業者の対策の推進

公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）に対して、次の対策を講じます。なお、本対策は、法令上加入義務のある保険への加入を推進するものであり、加入義務のない業者に対して加入を強要するものではありません。

- ①市は、定期又は追加時における競争入札参加資格の申請者が社会保険等未加入業者の場合、申請を受け付けません。
- ②市は、入札公告又は指名通知を行う全ての工事において、建設業許可業者を対象とした一次下請業者が社会保険等未加入業者の場合、原則として受注者（元請業者）に指名停止や制裁金等の措置を講じます。なお、今後、順次下請業者の対策を強化します。
- ③市及び受注者は、全ての下請業者の社会保険等の加入状況について、施工体制台帳等により確認します。
- ④市は、下請業者が社会保険等未加入業者の場合、元請業者が当該未加入業者への加入指導要請を行うよう要請します。
- ⑤市は、市建設工事関係職員が本制度の趣旨・内容・注意点等を十分認識した上で、元請業者が下請業者に対して誤った認識で加入義務のない業者への加入を求めないよう、必要に応じて元請業者を指導します。
- ⑥市は、社会保険等未加入業者を建設業許可行政庁へ報告します。

○実態調査・把握

適正な労働環境の整備と健全な地域経済の更なる発展のため、技能労働者への賃金水準の確保や元請下請関係の適正化等の実態を把握することを目的としたアンケート調査を随時実施します。

(3) 地域経済の健全な発展

○地元企業優先発注

地元企業（市内業者及び準市内業者（市外に本社、本店を有するが、市内に支社、支店、営業所等を有する業者をいう。）をいう。以下同じ。）の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図るため、「宇部市地元企業優先発注に係る実施方針」に基づき、地元企業への優先発注を推進します。また、原則として地元企業のうち、市内業者へ優先発注します。

○下請発注時の市内業者及び市内産資材の優先活用

下請発注時は市内業者への優先発注に努めるとともに、建設資材は市内産の優先利用に努めるよう、受注者に要請します。

○分離・分割発注の推進

施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離分割発注が合理的と認められる場合、当該工事の種別、規模、内容、工程等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえ、可能な限り分離・分割発注を活用するよう努めます。

○資金調達の円滑化

前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度の活用、工事に係る請負代金の支払手続の迅速化等により資金調達の円滑化を図ります。

4 公契約の相手方に求める内容

上記2の基本方針及び3の市が取り組むべき内容を踏まえ、公契約の相手方に対し、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

・適正な労働環境の整備

○労働環境の改善

適切な賃金の支払、労働条件の改善、安全衛生の確保、退職金制度の確立、社会保険等の加入など、労働関係法令その他関係諸法令等や「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」等について、特に、次の事項を遵守するよう求めます。

- ①建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- ②適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ③賃金は毎月1回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- ④建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- ⑤労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や週休2日など休日の確保には十分配慮すること。

- ⑥労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）を遵守し、工事を安全に施工すること。
特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- ⑦社会保険等に参加し、保険料を適正に納付すること。
- ⑧労働者の福祉の向上及び雇用の安定を図るための建設業退職金共済組合に参加する等退職金制度を確立するよう努めること。
- ⑨常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- ⑩建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等教育訓練に努めること。
- ⑪建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 7 条の 3 各号に掲げる法令及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 17 号）第 4 条第 1 項の規定を遵守すること。
- ⑫自社における技能労働者等への適切な水準の賃金の支払いを行うよう努めること。
- ⑬技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結を行うよう努めること。
- ⑭下請業者に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請及び社会保険等への加入指導を行うよう努めること。
- ⑮公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価に増額等の変更契約を市と締結した場合、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう努めること。

○元請下請関係の適正化

下請契約、下請代金の支払など、建設業法その他関係諸法令、建設業法遵守ガイドライン（国土交通省策定）、契約約款等について、特に、次の事項を遵守するよう求めます。

①書面による下請契約

建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容を持つ契約書その他の書面により下請業者が工事を着手する前に下請契約を締結すること。また、契約を変更する場合も同様とすること。

②不当に低い請負代金の禁止

自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結しないこと。

③工事の見積り等

工事の内容、種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内容を明らかにして、見積りを行うよう努めること。また、注文者（元請業者を含む。）は、契約締結前に契約の内容を具体的に提示し、受注者（下請業者を含む。）に適切な見積り期間を与えること。

④下請代金の支払

元請業者は、注文者から工事の出来形部分に対する支払又は完成後における支払（以下「完成払等」という。）を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請業者に対して、相応する下請代金を、当該支払を受けた日の翌日から起算して1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

また、特定建設業者は、工事の完成検査完了後、下請業者（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）からの当該工事に係る目的物の引渡しの申出の日から起算して50日以内、又は完成払等を受けた日の翌日から起算して1か月以内のいずれか短い期間内で、かつ、できる限り短い期間内において下請業者に下請代金を支払うこと。

⑤前払金の支払

元請業者は、市から前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

⑥下請代金の支払方法

できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当部分については、現金で支払うこと。

⑦公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等に伴う対応

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価に増額等の変更契約を市と締結した場合、下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しを迅速に行うこと。

○実態把握等の協力

技能労働者への賃金水準の確保及び元請下請関係の適正化等の実態を把握するアンケート調査等について、積極的に協力するよう求めます。

5 評価・検証による改善

本指針の取組については、社会経済情勢及びアンケート調査等における実態把握の結果を踏まえ、弾力的かつ総合的に内容を見直します。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行します。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行します。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行します。